

面接交渉が争われているケースについての家庭裁判所の運用方針及びデータについて

面接交渉の実施においては、子の健全な成長、子の福祉を最大限配慮されるべきものであるところ、各家庭裁判所における面接交渉が争われているケースについての具体的な審理では、当事者間の葛藤の程度、生活状況、子の年齢や親に対する感情等の事情すべてを考慮して、子の福祉の観点から、面接交渉の可否、方法、条件等が個別的に慎重に判断されているものと承知している。

このような審理の下で、例えば、暴力行為があるなど面接交渉を希望する親に問題があるとして、面接交渉が認められないケースもある。

なお、データについては以下のとおりである。

子の監護者の指定その他の処分（うち面接交渉）の年別新受件数、終局区分別件数

【審判事件】

	新受 件数	既済 件数	既済			
			認容	却下	取下げ	その他
平成13年	434	405	78	102	130	95
平成14年	509	439	119	97	131	92
平成15年	638	594	179	158	156	101
平成16年	725	712	209	169	192	142
平成17年	760	701	284	142	152	123

【調停事件】

	新受 件数	既済 件数	既済				
			成立	不成立	取下げ	調停をしない	その他
平成13年	2,797	2,710	1,237	315	1,061	50	47
平成14年	3,345	3,137	1,478	360	1,198	50	51
平成15年	4,203	3,861	1,758	491	1,477	64	71
平成16年	4,556	4,377	2,026	579	1,604	76	92
平成17年	5,013	4,744	2,284	576	1,707	74	103

(注)いずれも司法統計に基づく数値である。